

令和3年度

玉名市健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書

玉名市監査委員

玉市監第118-1号
令和4年8月23日

玉名市長 藏原 隆浩 様

玉名市監査委員 元田 充洋
玉名市監査委員 坂本 直子
玉名市監査委員 作本 幸男

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関する意見について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
に基づき、令和3年度の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎と
なる事項を記載した書類を審査したので、意見を付し送付します。

1 審査の基準

玉名市監査委員監査基準に準拠して実施した

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

3 審査の対象

令和3年度決算（一般会計・特別会計）に基づく、健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の実施場所及び期間

玉名市監査委員事務局

令和4年8月4日から令和4年8月18日まで

5 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基準となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼とした。

6 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類、決算書、その他関係書類が関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類を審査し、必要に応じ関係職員の説明を求めた。

7 審査の結果

上記の1～6までの記載事項のとおり審査した限りにおいては、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に適合し、かつ正確に作成されていると認めた。

目 次

健全化判断比率審査

1	健全化判断比率審査意見書	1
(1)	健全化判断比率の状況	2
(2)	実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況	3
(3)	実質公債費比率の状況	4
(4)	将来負担比率の状況	5
(5)	実質収支額の状況	6

資金不足比率審査

1	水道事業会計資金不足比率審査意見書	9
2	公共下水道事業会計資金不足比率審査意見書	10
3	農業集落排水事業会計資金不足比率審査意見書	11
4	浄化槽整備事業特別会計資金不足比率審査意見書	12
(1)	資金不足比率の状況	13

健全化判断比率审查

令和3年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	— (△9.94)	12.57	
② 連結実質赤字比率	— (△25.64)	17.57	
③ 実質公債費比率	8.9	25.0	
④ 将来負担比率	10.5	350.0	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合「—」と表示し、参考値として黒字の比率を(△)で示す。

(1) 個別意見

① 実質赤字比率について、令和3年度の実質収支は黒字で、実質赤字比率は△9.94%となっており、早期健全化基準の12.57%と比較すると、これを下回り健全な状況である。

② 連結実質赤字比率について、令和3年度の連結実質収支は黒字で、連結実質赤字比率は△25.64%となっており、早期健全化基準の17.57%と比較すると、これを下回り健全な状況である。

③ 実質公債費比率について、令和3年度の実質公債費比率は8.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り健全な状況である。

④ 将来負担比率について、令和3年度の将来負担比率は10.5%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り健全な状況である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(1)健全化判断比率の状況

(単位:%)

		玉名市	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
			-	-	8.9	10.5
標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.57	17.57	25.0	350.0
18,534,268	911,031	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は「-」で表示する。

(2)実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

(単位:千円)

会 計 名		実質収支額
一般会計等	一般会計	1,843,237
	一般会計等に属する特別会計	
小 計		1,843,237
標準財政規模		18,534,268
実質赤字比率(%)		-9.94 ※

会 計 名		実質収支額
公 一 宮 般 企 会 業 計 に 等 係 以 る 外 特 特 別 別 会 会 計 計 以 計 外 の の 会 会 計 計 の う ち	国民健康保険事業特別会計	655,207
	介護保険事業特別会計	241,691
	後期高齢者医療特別会計	1,360

会 計 名		資金不足・剰余額	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,071,632
		公共下水道事業会計	866,268
		農業集落排水事業会計	72,454
	宅地造成事業		
法非適用企業	宅地造成事業以外	浄化槽整備事業特別会計	1,820
合 計		4,753,669	
標準財政規模(再掲)		18,534,268	
連結実質赤字比率(%)		-25.64 ※	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は「負の値」で表示する。

(3)実質公債費比率の状況

(単位:千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の子	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
令和元年度	3,727,131	0	0	593,604	115,135	4,547	0	194,511	608,761	2,383,309	41,067
令和2年度	3,851,551	0	0	590,434	162,297	53,475	126	186,629	574,296	2,399,297	45,955
令和3年度	3,788,899	0	0	577,247	174,393	64,517	45	172,142	529,772	2,373,996	117,278

	⑫	⑬	⑭	⑮
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額
令和元年度	8,375,001	8,759,707	717,136	0
令和2年度	8,699,273	8,717,872	679,211	0
令和3年度	8,337,058	9,286,179	911,031	0

	実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3カ年平均)
令和元年度	8.18404	8.9
令和2年度	9.62874	
令和3年度	9.10135	

(4)将来負担比率の状況

将来負担額

(単位:千円)

地方債の 現在高	債務負担行 為に基づく 支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合負担等 見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実 質赤字額 負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等		
33,000,385	0	6,151,728	8,895,442	1,154,881	0	0	0	0	0	0	0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能 基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要 額算入見込額	
		うち 都市計画税	
7,942,545	2,242,570	2,121,984	37,383,815

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B	A - B	=	=	将来負担比率(%)
49,202,436		47,568,930	1,633,506			
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D	C - D			
18,534,268		3,021,046	15,513,222			10.5

(5)実質収支額の状況

一般会計等に係る実質収支額

(単位:千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額 (3)(1)－ (2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4)(5 ～9－10)	継続費 通次繰越 額(5)	繰越明許 費繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰 越額 (8)	支払繰 延額 (9)	(5)～(9)に 係る未収入 特定財源 (10)	実質収支 額(11) (3)－(4)	地方債現在 高(12)
一般会計	36,272,179	34,318,243	1,953,936	110,699	0	1,130,737	0	0	0	1,020,038	1,843,237	33,000,385
一般会計等に 属する特別 会計												
合計	36,272,179	34,318,243	1,953,936	110,699	0	1,130,737	0	0	0	1,020,038	1,843,237	33,000,385

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位:千円)

特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額 (3)(1)－ (2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4)(5 ～9－10)	継続費 通次繰越 額(5)	繰越明許 費繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰 越額 (8)	支払繰 延額 (9)	(5)～(9)に 係る未収入 特定財源 (10)	実質収支 額(11) (3)－(4)
国民健康保険事業特別会計	9,358,523	8,703,316	655,207	0	0	0	0	0	0	0	655,207
介護保険事業特別会計	8,005,691	7,764,000	241,691	0	0	0	0	0	0	0	241,691
後期高齢者医療特別会計	989,392	988,032	1,360	0	0	0	0	0	0	0	1,360
合計	18,353,606	17,455,348	898,258	0	0	0	0	0	0	0	898,258

資金不足比率審査

令和3年度 水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和3年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	— (△163.6)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「①資金不足比率 (%)」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を(△)で示す。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和3年度決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は254.4%となっている。

したがって、実質的な資金不足比率は△163.6%と資金不足状態にはなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると、健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 公共下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和3年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	— (△130.5)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「①資金不足比率 (%)」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を(△)で示す。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和3年度決算審査意見書に記載した公共下水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は165.5%となっている。

したがって、実質的な資金不足比率は△130.5%と資金不足状態にはなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると、健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 農業集落排水事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和3年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	— (△96.6)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「①資金不足比率 (%)」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を(△)で示す。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和3年度決算審査意見書に記載した農業集落排水事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は77.2%となっている。

したがって、実質的な資金不足比率は△96.6%と資金不足状態ではなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると、健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 浄化槽整備事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和3年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	— (△19.5)	20.0	

※ 資金不足額がない場合、「①資金不足比率 (%)」は「—」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を(△)で示す。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和3年度決算審査意見書に記載した浄化槽整備事業の実質収支は、黒字である。

したがって、実質的な資金不足比率は△19.5%と資金不足状態ではなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると、健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(1)資金不足比率の状況

法適用企業

(単位:千円)

	特別会計名	(1)							(2)	(3)					(4)
		a-b-c-d-e (-f)	流動負債 a	控除企業 債等 b	控除未 払金等 c	控除額 d	PFI建設 事業費等 e	土地前受金 f (宅造)		算入地方債	g-h-i(-j)	流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	320,099	546,975	226,876	0	0	0	0	1,391,731	1,391,731	0	0	-	
		公共下水道事業会計	101,943	585,099	483,156	0	0	0	0	968,211	968,211	0	0	-	
		農業集落排水事業会計	351,700	549,400	197,700	0	0	0	0	424,154	424,154	0	0	-	
法適用企業	宅地造成														
	特別会計名	(5) 長期借入金 (宅造)	(6)令3条1項の額・令4条の額		(7)解消 可能資 金不足 額	(8)資金不足額・剰余額 (連結実質赤字比率)	(9)資金不 足額(資金 不足比率)	(10)営業 収益の額- 受託工事収 益の額	うち指定管 理者利用料 金	(11) 資本+負債 (宅造のみ)	(12)事業の規 模(10)or(11)	資金不足比 率(9)/(12)(%)			
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計			△ 1,071,632	0	1,071,632	-	654,854	0		654,854	-		
		公共下水道事業会計		△ 866,268	0	866,268	-	663,938	0	663,938		-			
		農業集落排水事業会計		△ 72,454	0	72,454	-	75,017	0	75,017		-			
法適用企業	宅地造成														

法非適用企業

(単位:千円)

	特別会計名	(1) 歳出額	(2) 算入地方債	(3) s-t1-t2-t3-t4-t5+t6									(3') 繰上充用金	(3'') 土地収入見込額(宅造)	
				歳入額 s	継続費通次繰越額 t1	繰越明許費繰越額 t2	事故繰越繰越額 t3	事業繰越額 t4	支払繰延額 t5	未収入特定財源 t6	うち事業繰越等にかかるもの t6'				
法非適用企業	宅 地造成事業以外	浄化槽整備事業特別会計	37,466	0	39,286	39,286	0	0	0	0	0	0	0	0	/
法非適用企業	宅 地造成	浄化槽整備事業特別会計	/	/	△ 1,820	0	1,820	-	9,356	0	/	9,356	-	-	